



2023年4月6日

各 位

会 社 名 鹿島建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 天野 裕正
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員総務管理本部
副本部長兼総務部長 西澤 直志
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

当社の連結子会社である鹿島道路株式会社が提起した 訴訟の判決と控訴の提起について

当社の連結子会社である鹿島道路株式会社（以下、「同社」といいます。）は、2020年1月27日付適時開示「当社の連結子会社である鹿島道路株式会社による公正取引委員会からの排除措置命令等に対する取消訴訟の提起について」にて公表のとおり、2019年7月30日、全国におけるアスファルト合材の製造販売に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、これを不服とし2020年1月に公正取引委員会を被告として各命令に対する取消訴訟を提起していましたが、2023年3月30日、東京地方裁判所より同社の請求を棄却する判決が言い渡されました。

その後、同社は訴訟代理人と判決内容を精査してまいりましたが、本判決には承服できないことから、本日開催の同社の取締役会において、控訴を提起することを決議いたしました。

当社としましては、同社の判断を支持しておりますが、訴訟の結果にかかわらず、今後ともグループ全体でのコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様におかれましては、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。引き続き、ご支援ご理解をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、同社は、上記の課徴金納付命令で命じられた課徴金（58億157万円）の全額について2020年2月28日に納付を完了しており、当社の今後の連結業績に与える影響はありません。

以 上